

滋賀県社会教育委員会議提言【概要版】

— これからの地域を支える人材育成・確保のための社会教育・生涯学習のあり方 —

令和4年3月

1. 審議の背景

(1) 滋賀県の社会教育・生涯学習を取り巻く現状

- 人口減少や超高齢化の状況において、限られた人と財だけでは、地域のコミュニティ活動の維持や活性化は困難な状況。
- 公民館設置数、社会教育主事の配置数が大幅に減少する中、地域ニーズに即した社会教育の在り方、連携・ネットワークの醸成が必要である。

(2) 第3期滋賀県教育振興基本計画および滋賀県基本構想の実現

- 人生100年時代を見据え、多様な人と交わりながら、生涯を通じて学び続け、学びの成果を地域に生かしていくことで、人と人、人と地域がつながりを深め、地域の活性化を図っていく。

2. 審議テーマ

「これからの地域を支える人材育成・確保のための社会教育・生涯学習のあり方」

3. 審議の論点

(1) これからの生涯学習・社会教育の役割

[論点]

- ・命を守る生涯学習・社会教育
- ・社会教育を基盤としたつながりづくり
- ・コロナ禍での社会教育

[方向性]

- ・マルチステージな生き方に対応した多様な学びの機会
- ・デジタル活用共生社会に向けた情報弱者への支援
- ・学びの場を通じた住民相互のつながりづくり
- ・ICT活用による学びの継続と新たな可能性

(2) 人材育成・確保について

[論点]

- ・社会教育主事やコーディネーター人材の育成
- ・子ども・若者の地域参画
- ・世代の切れ目のないつながり

[方向性]

- ・対話の場をつくるコーディネーター人材が必要
- ・子どもや若者が主体性を育む自己決定する機会の確保
- ・大人と子どもや若者がともに地域課題に取り組む必要

(3) 学びを通じた地域づくり

[論点]

- ・地域の課題解決学習の実践
- ・社会的孤立を防ぐつながり
- ・社会教育の可能性の発信

[方向性]

- ・課題を発見し協働して解決していく学びの機会を設定
- ・世代ごとの役割や出番のある多世代交流が重要
- ・SNS等を活用し個人に届ける工夫が必要

(4) 多様なつながりと学校と地域の連携・協働

[論点]

- ・オンラインによる新たなつながり
- ・社会に開かれた教育課程の実現

[方向性]

- ・多様な人とのつながりを活かす
- ・学校と地域・団体・企業等との連携・協働

4. 提言

【提言1】 学びを支えるコーディネーターの育成

環境・福祉・人権・共生社会など現代社会が抱える諸課題を解決していくためには、地域住民の学習の展開とその支援（コーディネート）が不可欠。そのため、生涯学習に関する指導・助言やコーディネート等を行う社会教育主事※1（社会教育士※2）の養成とともに、地域においても、住民同士の学びあいをコーディネートする人材の育成が必要である。



○施策例

- ・社会教育関係職員の研修会の充実
- ・社会教育主事・社会教育士の養成・育成の促進
- ・社会教育主事の配置による他分野連携
- ・コーディネーター・ファシリテーター育成

○実践事例

- ・県立安曇川高等学校の取組
- ・日野町立南比都佐公民館の取組
- ・野洲市立北野小学校の取組

【提言2】 地域の課題解決につながる社会教育

学びや活動への住民の主体的な参画には、楽しさや体験をベースにした学びあいの活動が大切であり、地域の課題解決には、地域住民が将来像や願いを共有し、当事者意識をもって、地域づくりの実践につなげていくことが重要。こうした地域の課題解決につながる社会教育を推進する。



○施策例

- ・地域の資源を活用した学びを活かす取組推進
- ・子どもや若者が地域活動に主体的に参加できる機会
- ・地域探求をテーマにした学習プログラムを開発
- ・地域づくりの情報提供とネットワーク構築

○実践事例

- ・滋賀県青年団の取組
- ・竜王町ひだまり学舎の取組
- ・地域における高校生の取組

【提言3】 多様な主体との連携・協働による地域づくり

学びを通じて地域課題や社会課題の解決に取り組むことは、教育委員会だけで完結するものではなく、様々な関係機関とつながりを持ちながら連携・協働し、一体となって取り組むことが必要。関係者間をつないで、必要な学習の場について調整を行ったりする役割が重要である。



○施策例

- ・社会教育の取組を見える化した情報発信
- ・コミュニティ・スクールを活かした取組の充実
- ・高校・自治体・企業等の連携による地域探求
- ・学校教育と社会教育の連携による地域づくりの推進

○実践事例

- ・長浜市立余呉小中学校の取組
- ・子育て応援カフェ LOCO の取組
- ・高島市社会教育課・市民協働課の取組

※1 社会教育主事は、都道府県及び市町村教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的助言・指導に当たる役割を担う。

※2 社会教育士は、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程の学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、令和2年4月に制度化された称号。